資料２

にいがた食の安全・安心基本計画の改定（案）について

計画の性格

○ にいがた食の安全・安心条例に基づく、食の安全・安心に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画
○ 現行計画期間（平成 25 年度～平成 28 年度）の終了に伴い、次期計画として改定

改定方針

○ 現行計画と同様に 4 年間（平成 29 年度～平成 32 年度）を基本とする。
○ 関連計画と期間、内容の整合を図りながら、作業を進める。
○ 現行計画の基本構成を踏襲する。
○ にいがた食の安全・安心審議会での審議や、県民の意見を反映した計画とする。

計画の概要

目標	視　　点	施　　策
食の安全・安心の推進	視点１ 安全で安心な 食品の提供 【見える安全】	施策 １　安全で安心な農作物等の提供の推進
		施策 ２　安全で安心な畜産物の提供の推進
		施策 ３　安全で安心な水産物の提供の推進
		施策 ４　安全で安心な加工食品の提供の推進
		施策 ５　添加物、農薬、動物用医薬品、飼料の適正使用の徹底
		施策 ６　食品の放射能対策の推進
		施策 ７　食品等の適正な表示の徹底
		施策 ８　危機管理体制の整備
	視点２ 食の安全・安心を育む信頼関係の確立 【知る安心】	施策 ９　県からの情報発信の強化
		施策10 食品関連事業者から消費者への情報提供の推進
		施策11 消費者、食品関連事業者、県の相互理解の推進
		施策12 食育を通じた食の安全・安心に対する理解の推進
		施策13 食の安全・安心に係る人材の育成